

## 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく 立入調査の実施に関する要綱

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づいて実施する立入調査の基本的な実施方針は、次のとおりとする。

### 1 平常時における立入調査

#### ●目的

島根県及び松江市は、安全協定第11条の規定に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所の保守及び管理が安全協定の趣旨に則って適切に行われていることを確認することを目的として立入調査を実施する。

#### ●調査対象項目（例示）

- (1) 放射性廃棄物の管理及び放出状況（環境への影響という観点）
- (2) 敷地境界モニタリングホストの管理状況（環境への影響という観点）
- (3) 他電力におけるトラブル事例の反映状況（予防保全）
- (4) 緊急連絡体制の維持管理（迅速な連絡）

#### ●実施機関

- (1) 島根県及び松江市が合同で実施することを原則とする。  
ただし、県又は松江市は安全協定に基づいて単独で立入調査を実施することを妨げるものではない。
- (2) 県は、必要に応じて島根県原子力安全顧問（地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の職員）の同行を求めるものとする。  
※県の立入職員は、原子力安全対策課職員とするが、必要に応じて医療政策課など関係機関の協力を求めるものとする。

#### ●実施時期

- (1) 必要に応じて随時実施する。

#### ●対象施設

- (1) 島根原子力発電所内の各施設とする。

#### ●事前通告

- (1) 立入調査を行う場合は、県及び松江市は、各々が中国電力(株)に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

#### ●立入調査結果

- (1) 県及び松江市は、立入調査の結果、適切でないと判断される事柄があった場合は、相互に連携を取りながら、中国電力(株)に対して、安全協定第12条の規定に基づく措置要求等を行うものとする。
- (2) 県は、立入調査を実施した後、概ね1ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表するものとする。  
公表は、プレス発表又はホームページへの掲載等をもって行うものとする。

## 2 異常時における立入調査

### ●目的

島根県及び松江市は、安全協定第11条の規定に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所において発生した異常時連絡事象について、環境への影響及び事象の状況・原因並びに再発防止対策について、確認することを目的として立入調査を実施する。

### ●調査対象項目（例示）

- (1) 事象発生に伴う環境への影響
- (2) 事象発生状況の確認及び発生時の対応状況
- (3) 原因確認及び再発防止対策

### ●実施機関

- (1) 異常事象発生時の立入調査は迅速性が求められることから、原則各機関毎の対応とするが、立入調査を行おうとするときには相互に連絡するものとする。
- (2) 県は、必要に応じて島根県原子力安全顧問（地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の職員）の同行を求めるものとする。

※県の立入職員は、原子力安全対策課職員とするが、必要に応じて医療政策課など関係機関の協力を求めるものとする。

### ●実施時期

- (1) 安全協定第10条に該当する事象が発生したときであって、次の時点に実施することを原則とする。
  - ①異常時連絡があったとき
  - ②原因の究明がなされ、再発防止対策が実施されたとき

### ●対象施設

- (1) 島根原子力発電所内の各施設とする。

### ●事前通告

- (1) 立入調査を行う場合は、県及び松江市は、各々が中国電力(株)に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

### ●立入調査結果

- (1) 県及び松江市は、立入調査の結果、適切でないと判断される事柄があった場合は、相互に連携を取りながら、中国電力(株)に対して、安全協定第12条の規定に基づく措置要求等を行うものとする。
- (2) 県は、立入調査を実施した後、必要に応じてプレス発表を行う。  
また、概ね1ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表するものとする。  
公表は、プレス発表又はホームページへの掲載等をもって行うものとする。

### 3 LCO逸脱時（運転上の制限を満足しない場合）における立入調査

#### ●目的

島根県及び松江市は、安全協定第11条の規定に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所におけるLCO逸脱の連絡を受けたときに、事象の推移を注視するとともにトラブルに発展したときの対応に備えるため、立入調査を実施する。

#### ●調査対象項目（例示）

- (1) 事象発生に伴う環境への影響
- (2) 事象発生状況の確認
- (3) 事象の推移の把握

#### ●実施機関

- (1) LCO逸脱時の立入調査は、迅速性が求められるとともに、その事象の推移を注視することから、原則各機関毎の対応とするが、立入調査を行おうとするときには相互に連絡するものとする。
- (2) 県は、必要に応じて島根県原子力安全顧問（地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の職員）の同行を求めるものとする。  
※県の立入職員は、原子力安全対策課職員とするが、必要に応じて医療政策課など関係機関の協力を求めるものとする。

#### ●実施時期

- (1) 安全協定第9条に該当する事象が発生したときであって、次の時点に実施することを原則とする。
  - ① LCO逸脱の連絡があったとき
  - ② 原因の究明がなされ、再発防止対策が実施されたとき

#### ●対象施設

- (1) 島根原子力発電所内の各施設とする。

#### ●事前通告

- (1) 立入調査を行う場合は、県及び松江市は、各々が中国電力(株)に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

#### ●立入調査結果

- (1) 県及び松江市は、立入調査の結果、適切でないと判断される事柄があった場合は、相互に連携を取りながら、中国電力(株)に対して、安全協定第12条の規定に基づく措置要求等を行うものとする。
- (2) 県は、立入調査を実施した後、必要に応じてプレス発表を行う。  
また、概ね1ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表するものとする。  
公表は、プレス発表又はホームページへの掲載等をもって行うものとする。